

前回の説明と折り込み記事により平成15年度から17年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、おおむね月額3千600円と試算されていることをご理解いただけたことと思います。

今回は、この特集の最終回として平成15年度から実施を予定している、第1号被保険者の保険料の減免制度や個別の保険料の決め方などを説明します。

なお、今回の説明に出てくる金額や制度は、条例、規則の改正が必要となりますので、今後保険給付の推移や議会での議論によって変動することもあります。また、特に注釈がない限り保険料とは65歳以上の方の保険料のことを説明していますのでご了承ください。

段階別保険料の決定

播磨町の保険料は、基準となる保険料を中心に5段階に分かれています。（表1参照）

これは、それぞれの方が保険料を無理なく負担いただけるように、所得が少なく町民税が非課税世帯の方には基準の保険料より軽減し、逆に所得が多い方には基準より最大5割増しの保険料を負担していただく制度となつておられます。

介護保険料の減免制度の拡充

介護保険は加入者相互の助け合いの考えに基づき、皆さんが保険料を負担し合う制度であります。制度発足直後から第2段階の範囲が広ざるの意見がありました。

第2段階は世帯全員が町民税

非課税の方に決定される段階ですが、無年金で収入がない方から年間26万円の年金収入がある方までと収入の幅が広く、真に公平とはいえず、平成15年度からは、特に収入が少なく、保険料が大きな負担となると思われる方へ減免制度を拡充する予定です。（表2参照）

介護保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書により支払う「普通徴収」の2つの方法があります。

この2つの納め方は、皆さんがどちらかを選ぶことはできず、社会保険庁などの年金保険者から播磨町に対して特別徴収ができませんと連絡があった方が特別徴収となり、それ以外の方は普通徴収となります。

特別徴収は老齢・退職年金の額が年間18万円以上の方が対象となりますので、年金額が18万円に満たない方や遺族年金、障害年金、老齢福祉年金だけを受けておられる方は普通徴収となります。

また、特別徴収は10月から開始されますので、年度の途中に65歳になられた方や他の市町村から転入してこられた方も翌年10月までは普通徴収となります。

問い合わせ

健康福祉課介護保険係
0794(35)2362



表2 平成15年度からの保険料減免制度

減免対象者	減免金額
本人又は生計を維持している者が火災等で住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額
生計を維持している者の死亡や長期入院で収入が2分の1以下になった方	今の保険料と減った収入を基に計算し直した保険料との差額
生計を維持している者が事業の廃止や失業で収入が2分の1以下になった方	
第1段階の老齢福祉年金受給者で以下の全てに当てはまる方 (ア) 世帯全員の前年の収入金額が次の金額以下であること	保険料の2分の1
単身世帯 60万円	
二人世帯 60万円 三人以上の世帯 60万円 + 17.5万円 × (世帯の人数 - 2)	
(イ) 資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ) 町民税が課税されている者と生計同一でない又はその者の扶養を受けていないこと	
第2段階の方で以下の全てに当てはまる方 上記(ア)、(イ)、(ウ)に同じ	保険料の3分の2
第2段階の方で以下の全てに当てはまる方 (ア) 世帯全員の前年の収入金額が次の金額以下であること	保険料の3分の1
単身世帯 120万円	
二人世帯 120万円 三人以上の世帯 120万円 + 35万円 × (世帯の人数 - 2)	
上記(イ)、(ウ)に同じ 第2段階の方で外国籍高齢者等福祉給付金受給者の方 監獄、労務場等の施設へ1カ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料

～が今回内容を拡充予定の減免制度です。減免を受けるには申請が必要です。

国民年金Q&A

こんなときどうしたらいいの？
(保険料免除と学生納付特例編)

Q 私は昨年3月末で退職した後、年金の全額免除の申請をし、承認を受けています。しかしながら、4月上旬に納付書が郵送されてきました。免除の再申請が必要でしょうか？

A 平成14年4月に、国民年金の免除承認期間が左記のとおり変更されました。

変更前 4月(または申請した月の前月)～翌年3月
変更後 7月(または申請した月の前月)～翌年6月

このため、あなたの場合は、平成14年4月～6月と平成14年7月～平成15年6月までの15カ月間承認となっております。したがって、あなたが免除の継続を希望する場合は、平成15年7月～8月の間に播磨町役場住民課で申請してください。申請に必要なものは下記の表のとおりです。
納付書は使用せずに保管しておいてください。

Q 私は大学3回生です。昨年、学生納付特例の申請をし、納付猶予の承認を受けています。しかしながら、4月上旬に納付書が郵送されてきました。再申請が必要でしょうか？

A 学生納付特例の承認期間は4月(または申請した月の前月)～翌年3月です。したがって、

在学中、納付猶予を希望される場合は毎年、4月～5月の間に再申請してください。申請に必要なものは左記の表のとおりです。なお、平成15年3月までに、播磨町で学生納付特例を申請し承認された方については、4月上旬に申請書と返送用封筒を郵送させていただきます。
問い合わせ
住民課国民年金係
0794(35)2363

「年金保険料免除」と「学生納付特例」の申請手続きに必要なもの
(保険料免除 学生納付特例)

年金手帳または国民年金保険料納入通知書(納付書) (ただし、郵送の場合は不要)		
認印(本人が署名する場合は不要)		
失業などを理由とするときは以下のいずれかの写し 「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」 離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」 平成15年6月分まで免除申請の場合は、平成13年4月1日以降に失業していること 平成15年7月分から免除申請の場合は、平成14年4月1日以降に失業していること		
学生証または在学証明書の写し		
平成15年1月2日以降に他の市区町村から転入された人で、平成15年6月分まで免除申請の場合は、「平成14年度所得課税証明書」(平成14年1月1日現在の住所地で発行) 平成15年7月分から免除申請の場合は、「平成15年度所得課税証明書」(平成15年1月1日現在の住所地で発行)		

表1 平成15年度からの介護保険料

段階	対象者	負担割合	保険料	
			平成14年度	平成15～17年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	基準額 × 0.5	年額 16,200円	年額 21,600円
			月額 1,350円	月額 1,800円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	基準額 × 0.75	年額 24,300円	年額 32,400円
			月額 2,025円	月額 2,700円
第3段階	本人が町民税非課税で世帯員が課税	基準額	年額 32,400円	年額 43,200円
			月額 2,700円	月額 3,600円
第4段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円(1)未満	基準額 × 1.25	年額 40,500円	年額 54,000円
			月額 3,375円	月額 4,500円
第5段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円(1)以上	基準額 × 1.5	年額 48,600円	年額 64,800円
			月額 4,050円	月額 5,400円

1...第4段階と第5段階を区別する合計所得金額は、平成14年度までは250万円でしたが、平成15年度から200万円に引き下げられました。